

経営円滑化貸付（災害対応）

災害により被害を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

1 融資対象者

- ① 県内で事業を営む中小企業者等で、災害により、事業所等又は事業用資産に被害を受け、市町長が発行するり災証明書等を有する方
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による市町長の認定（新型コロナウイルス感染症に係るものを除く）を受けた方

2 融資条件

| | |
|--------|---|
| 融資限度額 | 1企業・1組合 2.8億円 |
| 融資利率 | 年0.8%（固定利率） |
| 融資期間 | 10年以内（うち据置2年以内） |
| 資金用途 | ① 災害復旧に必要な設備資金及び運転資金 ② 経営の安定に必要な運転資金 |
| 担保・保証人 | 保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要） |
| 信用保証 | 原則として保証をつける |

3 申込先

申込みは、県制度融資の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。